

# 釜石市中妻体育館条例

## ○釜石市中妻体育館条例

平成18年6月16日

条例第20号

改正 平成25年12月20日条例第44号

令和元年9月17日条例第7号

### (設置)

第1条 市民の体育の振興と健康増進の向上を図るため、釜石市中妻体育館(以下「中妻体育館」という。)を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 中妻体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
釜石市中妻体育館	釜石市中妻町一丁目6番36号

### (指定管理者による管理)

第3条 中妻体育館の管理は、市長が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

### (開館時間)

第4条 中妻体育館の開館時間は、9時から21時までとする。

2 指定管理者は、中妻体育館の管理上必要があると認めるときは、前項の開館時間を繰り上げ、若しくは繰り下げ、又は臨時に延長し、若しくは短縮することができる。

### (休館日)

第5条 中妻体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときはその翌日)
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

### (利用の許可)

第6条 中妻体育館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、中妻体育館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

### (利用の制限)

## 釜石市中妻体育館条例

第7条 指定管理者は、中妻体育館を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、中妻体育館の利用を許可しない。

- (1) 公序良俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が中妻体育館の管理上適当でないとき。

(利用料金)

第8条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 前項に定める利用料金は、利用の許可と同時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、納付期日を別に指定することができる。

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定める者が利用するとき。
- (2) 市が主催し、又は共催する事業に利用するとき。
- (3) その他市長が適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由から中妻体育館を利用できなかったとき又は指定管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、第6条第2項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは中妻体育館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 許可に付けた条件に違反したとき。

## 釜石市中妻体育館条例

- (4) 偽り、その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他不可抗力により、中妻体育館の管理上、緊急やむを得ない理由が発生したとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により利用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、賠償の責めを負わない。

(禁止行為)

第13条 利用者は、中妻体育館において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (2) 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配付すること。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 中妻体育館の管理について、第3条の規定による指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 平等な利用が確保されること。
- (2) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (3) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

3 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。

(指定管理者の業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 中妻体育館の利用の許可に関する業務
- (2) 中妻体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中妻体育館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(事業報告書の提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次の事項を記載した事業報告書

## 釜石市中妻体育館条例

を市長に提出しなければならない。年度の途中において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) 業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他市長が必要があると認めた事項  
(損害賠償義務)

第18条 指定管理者及び利用者は、自己の責めに帰すべき理由により中妻体育館の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者及び中妻体育館の業務に従事している者は、中妻体育館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間を満了し、若しくは指定を取り消され、又は中妻体育館の業務の従事を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成25年12月20日条例第44号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(釜石市中妻体育館の利用に係る利用料金に関する経過措置)

第6条 この条例の施行の日前に利用の許可がされている同日以後の釜石市中妻体育館の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月17日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(公の施設の使用料等の経過措置)

3 この条例第5条の規定による改正後の釜石市球技場条例の別表の規定、第6条の規定による改正

## 釜石市中妻体育館条例

後の昭和園クラブハウス条例の別表の規定、第7条の規定による改正後の釜石市民交流センター条例の第8条の規定、第8条の規定による改正後の釜石市中妻体育館条例の別表の規定、第13条の規定による改正後の釜石市基幹集落センター条例の別表の規定、第14条の規定による改正後の釜石市多目的集会施設条例の別表の規定、第16条の規定による改正後の釜石市公共牧場条例の別表の規定、第17条の規定による改正後の釜石市林業センター条例の別表の規定、第24条の規定による改正後の市営釜石ビル条例の別表の規定、第25条の規定による改正後の釜石市駐車場条例の別表の規定、第26条の規定による改正後の釜石市都市公園条例の別表第3、別表第7及び別表第8の規定第27条の規定による改正後の釜石市都市広場条例の第8条の規定及び第28条の規定による改正後の釜石市青葉ビル条例の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に利用の許可がされている施行日以後の公の施設の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

### 別表(第8条関係)

(令元条例7・全改)

#### 中妻体育館利用料金上限額(税込み)

区分			全館貸切利用			個人利用
			午前	午後	夜間	1人1回
			9時から12時 まで(1時間に つき)	12時から17時 まで(1時間に つき)	17時から21時 まで(1時間に つき)	3時間につき
入場料等 を徴収し ない場合	体育競技 を目的と する場合	小学生	260円	260円	430円	50円
		中学生				
		高校生				
		一般	530円	530円	870円	100円
		その他の催しに利用する 場合	1,100円	1,100円	1,750円	—
入場料等 を徴収す る場合	体育競技 を目的と する場合	小学生	810円	810円	1,310円	—
		中学生				
		高校生				
			一般	1,630円	1,630円	2,630円
	その他の 催しに利 用する場 合	販売、その他 の営利行為を 行わない場合	2,730円	2,730円	4,400円	—
		販売、その他	11,000円	11,000円	17,600円	—

## 釜石市中妻体育館条例

		の営利行為を 行う場合				
--	--	----------------	--	--	--	--

### 備考

- 1 利用する場合に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 2 中妻体育館の貸切利用の場合において、9時前又は21時後に利用する場合の利用料金の額は、17時から21時までの区分の利用料金の額に利用した時間数を乗じて得た額とする。
- 3 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 4 中妻体育館の貸切利用の場合において、体育館の2分の1以内を利用する場合の利用料金の額は、この表の利用時間に係る利用料金の額の2分の1の額とする。